

會民衆究を組織しおのづから全國の勤勞生産階級に對し門戸を開放する。苟し我等と志を同しおするものは其職業、地位、境遇、如何に拘らざるを以て我等と共に此の劃時代的運動の大勢に協力せよ、敢て宣言す。
(大正十五年十二月五日結成式に於て)

政策

一 普通選挙制の徹底

二 議院制度の改革

三 言論集會結社の自由を柳廢する諸法令の改廢

(1) 治安維持法廢止。(2) 治安警察法改正。(3) 新聞紙法、出版法その他改正。

四 軍政の改革。五 國民外交の確立。

六 財政及び税制の根本改革。

(1) 財産税、所得税、相続税の累進的高率賦課、生活必需品の消費税撤廢。
(2) 金融機關の民衆化

七 行政機關の改革

(1) 地方行政機關の改革。(2) 衛生行政機關の改革。

八 教育の根本的改革。

(1) 普通教育公費制の徹底。(2) 高等教育機關の民衆化。(3) 劃一的教育の打破。
九 重要産業の社會化。十 土地制度の改革。

十一 勞働立法の完成

(1) 因給權、罷業權の確立。(2) 最低賃金法の制定。(3) 工場法、鉱業法、海
負法の改正。(4) 土工、建築工保護法の制定。(5) 國際勞働條約の實施。

十二 小作立法の完成

(1) 小作權の確立。(2) 小作料の合理化。

十三 俸給生活者保護法の制定。十四 女子に對する法律的經濟的差別の撤廢。

十五 社會的施設の撤廢。

(1) 失業、疾病、養老、災害、各社會保險制度の完成。(2) 医薬、救療機關
の民衆化。(3) 住宅その他生活設備の完成。